

令和2年度

浜寺航路第四号灯標点検調査(整備)

仕様書

第五管区海上保安本部

第二章 一般共通事項

1 一般事項

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び貸与資料によるほか、下記に基づき実施しなければならない。

- (1) 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (2) 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書

2 調査作業

調査作業は、各調査事項の該当する作業規程により要求された成果を十分にあげる作業内容とし、本仕様書等に明記なき必要付帯事項は、監督職員と十分協議し、受注者の責任において誠実に実施するものとする。

3 監督職員

監督職員とは、請負契約書に示された監督職員をいう。

4 疑義に対する協議

本仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示に従い調査を行うものとする。

5 資料の貸与及び返却

受注者は、本調査に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。

ただし、本調査に必要な図面及び関係資料等は、監督職員から貸与するものとし、本調査終了後は直ちに監督職員に返却するものとする。

監督職員から貸与を受けた関係資料等は、第三者への貸与又は複写をしてはならない。

6 官公署その他への手続き

本調査に必要な官公署への手続きは、受注後速やかに実施するものとする。

7 管理技術者等

(1) 管理技術者とは、調査業務の履行について、技術上の管理をつかさどる者で、十分な経験と専門的な知識を有する者の中から受注者が定め、書面をもって監督職員に提出するものとする。

(2) 照査技術者とは、調査業務の履行について、技術上の照査をつかさどる者で、十分な経験と専門的な知識を有する者の中から受注者が定め、書面をもって監督職員に提出するものとする。

8 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告するものとする。

15 機密の保持

受注者は、調査内容及びその結果を監督職員の承諾なしに第三者に口外してはならない。

16 電子計算機

受注者は、調査の実施にあたり、電子計算機を使用した場合、データ、計算式及び計算結果等の整理方法に関する資料を事前に監督職員に提出するものとする。

2 報告及び成果品 ◆

(1) 中間報告

現地調査後、調査結果を取りまとめ監督職員に報告する。

報告による協議事項及び指示事項については、打合せ記録簿にて整理し、監督職員に提出する。

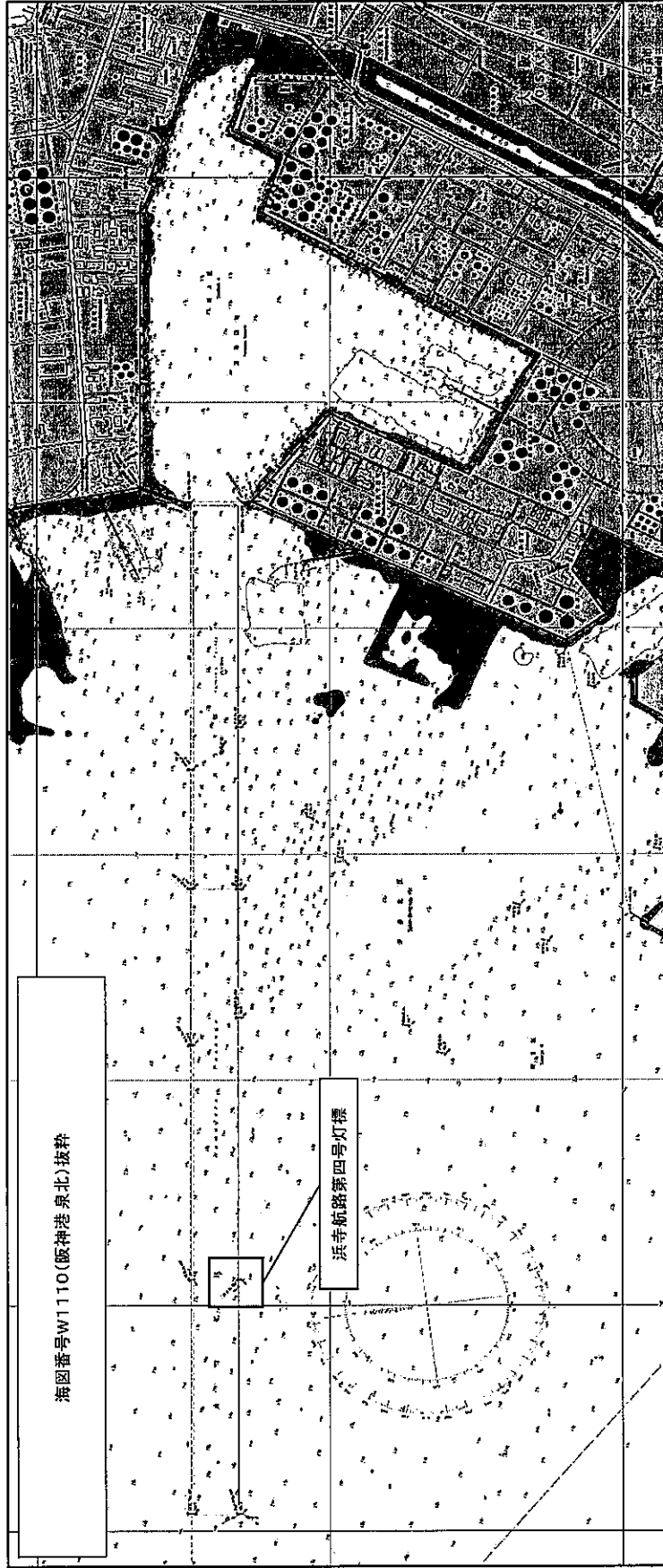
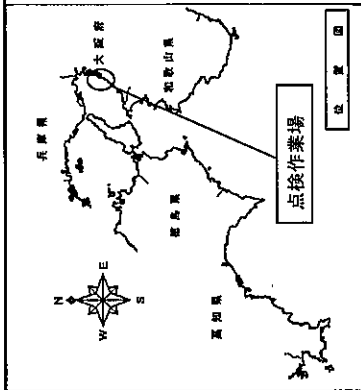
(2) 最終報告

総合所見、資料等を整理し、監督職員に報告する。

(3) 成果品

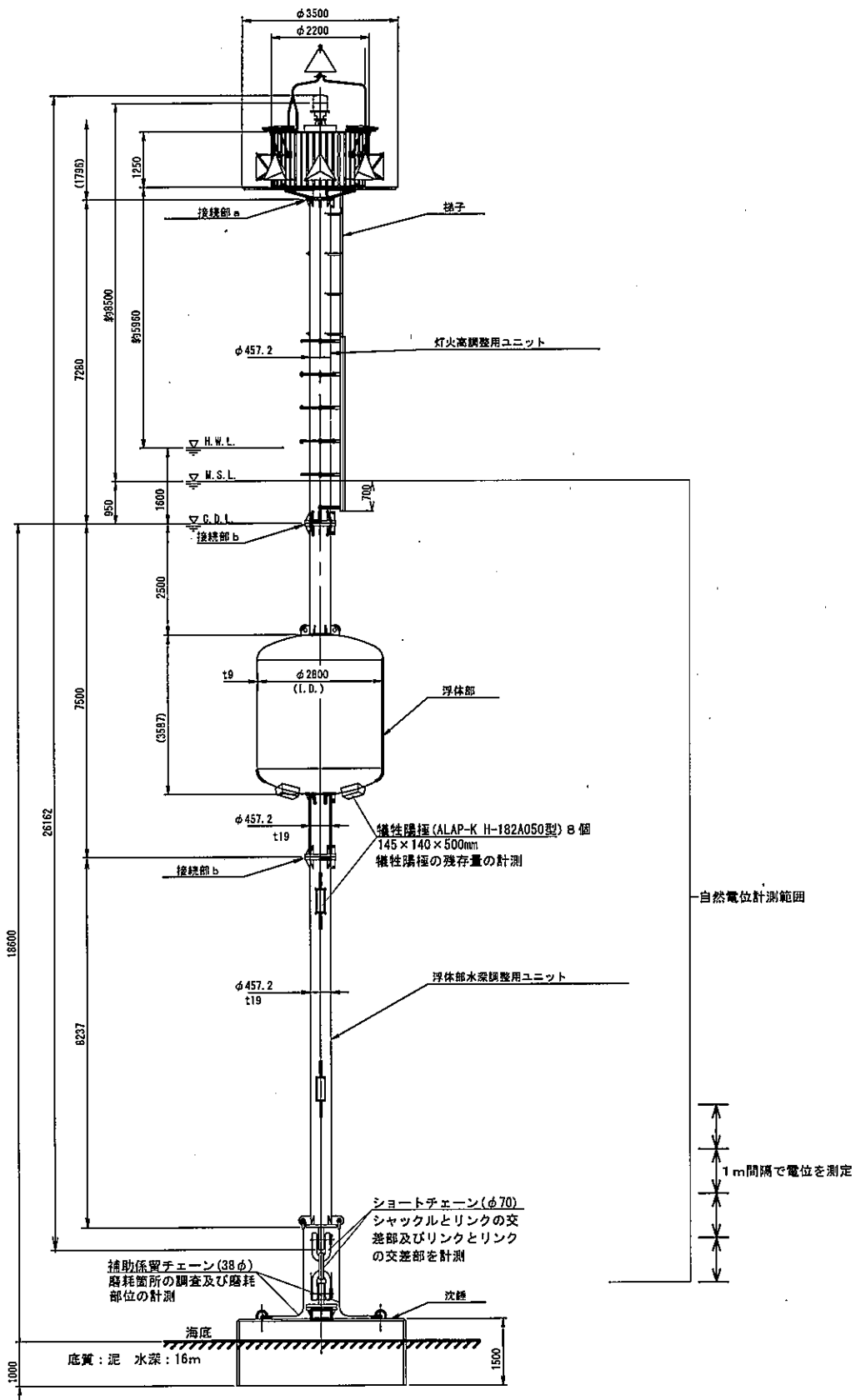
「第二章一般共通事項 12 報告書」に基づき、調査成果を取りまとめ、報告書を作成する。

また、CDにて電子データとして2セット作成する。



※本図は、航海用には使用できません。

件名	浜寺航路第四号灯標点検調査(整備)		
図面名称	点検位置図		
縮尺		設計年度	R2
記事		設計年度	R2
		図面番号	1
	第五管区海上保安部本部 交通部整備課		



件名	浜寺航路第四号灯標点核調査 (整備)		
図面名称	浮体式灯標全体図 (浜寺航路第四号灯標)		
縮尺			図面番号
記事		設計年度 R2	2
★ 第五管区海上保安本部 交通部			